公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	八十十一小区 国際中 如茶店			備考
円山川河川管理施設監理検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先他(豊岡河川国道 事務所管内) R5.3.28~R6.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10一3	R5.3.27	河川財団·建設技術研究所設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを 目的として、提防等川間管理能設や可道の点検結果等の状 規把機結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能 性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき 治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施 するための修繕計画等の検討を行うものである。また、巡視 結果等を収集・分析し、重要な事案を抽出とりまとめ河川管理と実施するにあたってのモニタリンが計画等の作成を行うも のである、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、 の内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易、公 務型プロボーザル方式である。参加可能業者が最低10者あ ることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダフロードが さなれ、1者から参加表明を現まがあり、その者は参加資 格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書を 接出者として速定し、提出された参加表明書及び技術提案書を 契約の相手方とするものである。	24,002,000	24,002,000	100.00%	-	公財	県認定の区分	応礼·応募者数 1者	
R4荒川下流河川管理高度化検討業務 荒川下流河川事務所管内 R53.29~R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 出口 柱輔 東京都北区志茂5-41-1	R5.3.28	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本案務は、河川巡視において3次元データやデジタル技術を 活用た20K(デジタルトランスフォーメーション)により、河川 管理の生産性向上や働き方改革の促進に向け、河川管理の 高度化の競技を行うものである。 本業務を進行するために は、高度な技術や経験を必要とすることから、「同種又は類似 素務の美値、「配置予定技術者の資格、経歴 優良業務、手 特合業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(西委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(西委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(西委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(西委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(再委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(再委託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(再要託又は技術 協力の予定も含む)、「業務の実施が制(事業を行った。 早年、「川下流河川管理高度化検討業務河川財団・関東建設・ 小「以の上のナルタンツ設計共同体は、技術提楽書にお いて終合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実 施む合いに適切と認められたため、上記業者と契約を行うも のである。	44,957,000	43,549,000	96.87%	-	公財	国認定	2者	
令和4年度生物6項目未登録データ作成業務 北陸地方整備局管内 R5.3.30~R5.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 内藤 正彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R5.3.29	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範 囲在技術力と知識を必要とするため、左記業者と随意契約を 行うものである。	17,006,000	16,940,000	99.61%	-	公財	国認定	1者	建設環境研究所との設計共同体

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公財 公社 特財 特社 国認定 都道府県認定